

令和8年度高額療養費制度改正新聞折り込み業務委託仕様書

1 契約名

令和8年度高額療養費制度改正新聞折り込み業務

2 目的

新聞折り込みは、比較的目に付きやすく、大きな紙面を活用して制度の詳しい内容を周知することができるため、効果が高い広報手段である。

高額療養費制度の改正についての周知を行う。時期は当該政令の公布後に合わせる。

3 契約期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

4 折り込み先

北海道新聞、読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の北海道全域分並びに十勝毎日新聞に折り込みを行うこととする。

5 折り込み日

新聞折り込み日 令和8年7月下旬または8月上旬

別途、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が指定する。

6 折り込みチラシ（新聞折り込みの規格等）

- (1) 規格 マットコート紙70kg、B4判両面フルカラー
- (2) 原稿 広域連合が提供する資料等を基に、受託業者が作成することとする
- (3) 印刷部数 直近の新聞購読者数等から必要部数を見込んで印刷すること。
なお、実際に折り込んだものと同じものを広域連合に100部納品すること。

7 業務委託内容

- (1) 広域連合が提供する資料を基に、受託業者が原稿を作成する。
広域連合が提供する資料の種類（形式）は、紙媒体又はMicrosoft Word, Microsoft Excel, JPEG等とする。
- (2) 3回程度の校正を行う。
- (3) 校了後、直ちにIllustrator形式及びPDF形式の電子データにより、校了した原稿データを広域連合へ提供することとする。
- (4) 折り込みチラシの印刷、各新聞社折り込みセンターへの配送などを行う。
なお、各紙折り込みセンターへの依頼については、広域連合からの承認後に行い、依頼内容を速やかに広域連合に報告する。
- (5) その他新聞折り込みに必要な業務を行う。

8 業務作業計画

受託後、業務作業計画を作成し、広域連合へ提出することとする。

9 業務完了報告書

納品完了後速やかに、チラシを折り込んだことが確認できる書類（折込証明書等）を添付して、業務完了報告書を広域連合へ提出することとする。

10 その他

- (1) 受託業者は、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (2) 本委託業務の成果物の著作権等は広域連合に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議し決定する。